

	発行責任者 東大和障害福祉ネットワ ーク 東大和市南街 1-22-6 行コート南街 1F NPO 法人 自立生活センター・東大和内 TEL : 042-567-2622
	No.11.

新年明けましておめでとうございます

個人的な話ですが、私は、今年、年女で、さらに本厄です！それと重なるように、今年は障害が重度化する予定です（笑） 私は、4年周期くらいで障害が進む傾向があるようです。ちょうど、前回重度化したのも4年前の本厄で、それまで日中使うことがなかった人工呼吸器を、日中も使うようになりました。今年は、年女で、本厄で、重度化なんて！盛り上がりますねえ。

良いことも、残念なことも、重なるときには重なるものです。

福祉の状況もそうでしょう。2009年から始まった、障害者制度改革も、残すは差別禁止法の国会上程のみとなりました。「障がい者制度改革推進会議」も、新しい「障害者基本法」に基づき、国の障害者施策に介入する「障害者政策委員会」と名称が変わり、今後の障害者施策を評価する機関となりました。また、去年の4月から「サービス利用計画作成」が義務化され、10月からは「障害者虐待防止法」が始まり、今年からは、「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」が始まり、「障害の定義」の範囲が拡大されます。さらに、来年の4月からは「重度訪問介護」の対象者が拡大されたり、障害程度区分認定の方法が変わったり、グループホーム内でヘルパーが使えるようになったりする予定になっています。

法律や制度の仕組みは様々に変わっていきませんが、表面的に制度の名前や方法が変わっても、実際の現場での対応はなかなか追いついていません。理念ばかりが先走り、本当に障害者のための制度になっているのか疑問に思うことも多いです。制度の変わり目には、私たちネットワークのメンバーも、障害者のためにもっとも適切な制度になるよう、国に対して運動を行なっていますが、その声が届ききらずに不備の残る制度制定に終わる場合も多々あります。

それに対しては、いつまでも愚痴っていても仕方ありませんね。変わってしまったものは変わってしまったものとして受け入れ、在る資源を最大限に活用するしかありません。人の相談支援と同じで、そのものが持つ強み、長所、可能性を引き出して活用していくしかないのです。そのために私たちはできること、行政ができること、お互いの役割分担を見極められるよう、じっくりとコミュニケーションをとっていく必要があると思います。

今年も皆様の声に耳を傾けられるよう着実な活動をしていければと思いますので、ご支援よろしくをお願いします。



代表 海老原 宏美

「差別禁止法って何?これって差別?」 講演会

内閣府 障害者制度改革担当室政策企画調査官 南館こずえ氏をお招きして、差別とはいったいどんなことなのかをお話していただきました。

差別することが好ましくないというのは、多くの人を持っている感覚だとは思いますが。

ただ具体的にどのようなことが差別にあたるのか、と言われた時には定義があいまいです。差別を禁止したくても、明確な定義が無ければ禁止しようもありません。

差別禁止法は、2013年度の通常国会に法案提出されることを目指して、差別の具体的な類型を定めるために議論されています。

類型としては4種類あり、



差別の種類	内容	例	
直接差別	障害者である事を理由に他者と異なった扱いをする	高校や大学が直接、「障害者は受験させない」と言われる。	1 類型にまとめるといっても 不均等待遇として
間接差別	表向きには中立の基準ではあってもそれが適用されることにより結果的に障害者に不利益が生じる	ある会社の採用条件に「自力通勤できること」とあり、仕事をする能力はあるのに応募ができない。	
関連差別	障害者である事を理由にしないが、それと関係することを理由に他者と異なった扱いをする	スペースの小さいお店などで、「障害者を受け入れたくないというわけではないが、車椅子が場所をとって他のお客様の迷惑になるので、入店を遠慮してほしい」と言われる。	
合理的配慮の欠如	障害者を排除していないが、障害ゆえに必要なサポートを提供しないことで結果的に障害者を排除する	身体障害のある人を採用したのに、車椅子用トイレを整備しない、デスクが使えないなど、現実的に業務をこなす上で必要な配慮をしないことで、就労の継続が不可能に	

この法律を考える上で大切なことは、

第一に、「障害者」ではなく、環境との不整合で発生する幅広い「障害」に着目した差別禁止法だということです。この法律は障害者に特別な権利を与えるのではなく、障害ゆえに生まれてしまう機会の不平等の是正が目的です。しいて言うのならば、今まで障害があるという理由だけで、奪

われていたマイナス分の補填であるとも言えます。

第二に、差別に当たるような事態が発生した場合、当事者同士争ってどちらが正しいのか明らかにするというよりも、市民の共生の視点に立って問題解決を促す指針にするべきといった点です。

例えば、仮に大学が障害者の就学拒否をするような場合、この



パソコン要約筆記の皆

法律を使って、明確にどちらが正しいのかを

決めることができたとしても、その障害者にとって重要なのは入学をしたあとです。普通に入学ができて大学側と禍根を残しては、より良いサポートが受けられないといったようなことが考えられるからです。



講師の南館さんと挨拶する市

当日は、会場内より多くの意見がありました。差別の問題を幅広く表現している意見としては、「差別禁止法内の差別と広義の差別の違いについては十分理解しているが、実際に障害者が受けている不適切な対応についてもっと多くの人に知ってもらう必要がある」というものがありました。

差別禁止法が制定されれば、見える形で差別が定義されることになります。そして、教育、雇用、移動等、様々な分野において、障害者の人権がいかに軽んじられていたか、意識されます。そのことにより、障害者と障害のない人が一緒に生きることがある程度、推進されることが期待されます。



司会の小日



代表挨拶

確かに法律で差別を禁止することだけで、会場からの意見にあったような偏見や疎外といった問題の全てが解決することはないでしょうが、ひとつの強い指針となります。

この法律を適切に使っていくことで、障害者と障がいのない人の相互理解が進み、将来的に、障害があっても社会の一構成員として包含される、共生社会につながっていくのではないのでしょうか。



熱心にメモを取る市



講師の南館さんと手話通訳者さ



会場は、ほぼ満席に！

今回の講演会を聞きに来てくださった聴覚障害をお持ちの方が、感想、ご意見を寄せてくださいました。同じ障害者でも、肢体、聴覚、視覚、それぞれ考え方も様々なんだなあということ、私たちもあらためて感じました。→→→→→

「差別禁止法ってなに?~これって差別?~」を聞いて(見て)

東大和市聴覚障害者協会 細田 恵子

先日10月16日(火)にハミングホールで「差別禁止法ってなに?」(講師は内閣府障害者制度改革担当室の政策企画調査官である南館こずえ氏)という講演会が行われました。

聴覚障がい者(以下「聴障者」)は、私が知っているだけでも10名程の方が関心を持って参加していました。しかし、講演内容に関しては、レジュメがあったお陰でなんとか掴めましたが、手話通訳・パソコン文字通訳だけだったら、頭が痛くなったことでしょう。まず残念に思ったことは、講師の最初の言葉「手話通訳・要約筆記がそろっているから、聴障者も聞くことができる」旨の発言です。たしかに情報保障は「聞く権利」として重要なものですが、イコール聞くことができる(知ることができる)ことになるのでしょうか。

次に、場内の発言者が自分のことを「被補助人」とか「知的障がい」と障がい名をあげた上で発言されています。が、その方たちに対しての回答がちょっと複雑であり、どのようにでもとれるニュアンスを含んでいたことは、なんか優しくないな~と感じたのは私だけでしょうか。

最後に、私が聴障者の立場で次のような質問をさせていただきました。

- ①役所や病院などの受付の人が満面の笑みで迎えてくれるが、耳が聞えない旨身振りで伝えたとたん、あからさまに嫌な表情をされる。
- ②電車がストップしたため、駅員さんに何があったのか紙にかいてほしいと頼んだのに紙には「今放送された通りです」と書かれて、情報がつかめなかった。
- ③職場の人に手話を覚えてほしいとお願いしたが、覚える時間がない・覚える必要はないと断われた。

これらはどの差別にあたるのか問いました。私たち聴障者は、嫌な目にあつた・心に傷を負った・ショックを受けた場合は差別だと思っています(「いじめ」の定義もそうですよね!)。①は直接差別、②③は合理的配慮の欠如だと考えていましたが、回答はそれとはかけはなれたものでした。①は、ハラスメントにあたるのではないか、②は、駅員は拒否したわけではなく適度に対応した、③は、手話は英語、仏語と同じ言葉だから覚えるのは自由。と回答されていました。この回答を聞いてものすごくショックでした。(他の聴障者も手話関係者も同じ感想を持ったそうです。)①がなぜハラスメント?正直言って違和感がありました。②は結果的に情報が得られなかったのに!!③はなぜ手話が英語と同じレベルになっちゃうの?同じ日本人なのに???本当に「開いた口がふさがらない」というのは、このことを言うのでしょうか。

たしかに、この講師の方は、「みなさんに申し訳ないと思っている」旨おっしゃっていたし、この法律が万全ではない旨も話されていたので、講師の立場も一応理解はしているつもりです。でも、もっとはっきりと「私はこう思うが、法律ではこうはならないかも……」と自分の考えと法律の内容を分けて話して下さった方が私たちは少なくともショックを受けずにすんだのではないのでしょうか。当時会場には200人くらいの方がいて、その中には市長、福祉部長、障害福祉課長もいらしていました。会場にいる人たちが、講師の回答を「なるほど」と受けとめていたら、それもまた、ショックです。

このことをうけて、私たち聴障者の立場をまだまだ多くの方が理解していないことに、改めて気づかされ、もっともっと啓蒙が必要なんだと再認識しました。

最後に、CIL 東大和通信・東大和障害福祉ネットワークの機関紙「スタート」に載せるといいよとアドバイスを下さった海老原さん、田淵さん、発言の場を提供いただき感謝しております。

東大和市地域自立支援協議会

東大和市地域自立支援協議会は、障害者の生活をより良くしていくため、障害者福祉に関係する機関や団体が集まって、ネットワーク構築や地域の仕組み改善などについて協議する組織です。障害者自立支援法により、各市区町村に設置することが求められており、東大和市では平成22年3月に設置されました。東大和障害福祉ネットワークは、設立当初からこの協議会の会長を務めています。

東大和市地域自立支援協議会は、年に4回全体会を開催しています。専門部会の方が、より現場に近い協議を行っており、全体会はその報告会で終わってしまう可能性もあり、いまひとつ盛り上がりかけた2011年度でした…。

しかし、全体会も専門部会と同様に、委員が忙しい時間の合間を縫って、せっかく集まるわけです。なんとなく、報告会だけで終わるのはもったいない！そこで、事務局である障害福祉課と、副会長である社会福祉協議会の事務局長と相談し、2012年度の全体会は、少しでも委員にとって充実した時間となり還元できるものにしようと、内容の見直しを行いました。

その結果がこれ！

- 第1回目：5月頃開催→年間計画の策定
- 第2回目：8月頃開催→公開研修会（世界、国の障害者施策最新情報を受けて）
- 第3回目：11月頃開催→委員向け研修会（都、市の障害者施策最新情報を受けて）
- 第4回目：2月頃開催→1年の振り返り、翌年に向けての反省

2012年度は、8月には、山梨学院大学の竹端先生をお招きして、「公開研修会 安心して東大和市で暮らし続けるために～障害者の地域移行と地域生活支援の展望～」を開催。11月には、障害者自立支援法の一部改正や障害者虐待防止法を受けての市の動きなどについて、協議会委員の研修の機会を設けました。

また、2012年11月から市のホームページがリニューアルされるということで、自立支援協議会のページももっと充実したものにしてもらえよう構成案を提出し、検討していただいています。

自立支援協議会全体会は、基本的には公開なので、傍聴できます。皆さん、是非私たちの取り組みを、見に来てくださいね。



東大和市地域自立支援協議会 生活部会活動報告

第1回生活部会：4月17日（火）13：00～15：00

- ・情報交換
- ・平成24年度生活部会活動内容について

第2回生活部会：6月19日（火）13：00～15：00

- ・事例検討に際しての基本事項の確認・・・小日向委員説明
プライバシー保護等
- ・公開講座、学習会の日程及び内容についての検討
災害対策、ライフステージに合わせた支援、相談支援等

第3回生活部会：8月21日（火）13：30～15：30

- ・事例検討：18歳に達するに当たり、居宅介護が使えなくなると言われた方の事例
*課題：①CWの対応、②サービス支給決定基準
⇒市が支給決定基準を見直す作業に合わせて、生活部会から提案書を提出（10/1）
主旨：①家族介護の原則をなくす、②個々の事情に配慮し柔軟に支給ができるような文面を入れる
- ・公開講座の内容確認：防災について

第4回生活部会：10月23日（火）13：30～15：30

- ・事例検討：25年間施設待機している方の地域での自立について
*10/22に、町田市において脳性まひで重度障害の方の自立を支援している方を尋ねて話を聞く（海老原会長、関田副部長、尾又）
*生活部会として、自立への支援をする方向で確認
課題：支援する人材（質・量ともに）、ネットワーク構築

第5回生活部会：12月11日（火）13：30～15：15

- ・地域の暮らしと防災を考える～その時障害のある方は・・・～
講師 東京消防庁北多摩西部消防署地域防災担当係長 消防司令 坂上傑 氏

第6回生活部会：2月19日（火）13：00～15：00 予定

- ・平成24年度活動総括
- ・事例検討

今年度も昨年度に続き、2か月に1回、生活部会を開催しました。実際の事例検討を進める中で、課題として上がってきたものを話し合い、行政への提案をしたり、地域での自立した生活をしたいという相談に対して、東大和市自立支援協議会生活部会として支援していくという方向性を確認しています。また、地域の方々とともに学習する機会ということで公開講座を設けたりして、一歩ずつですが地域生活を支援する活動をしています。

東大和市地域自立支援協議会 就労部会活動報告

今年度第1回目の就労部会が11月30日に開かれました。
今回は部会長から、東大和市の実情を踏まえた就労支援のあり方を検討し、計画的に取りまとめ、就労部会として提言をしたいとの提案がされました。

《 提言の視点 》

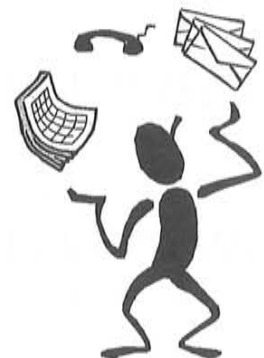
1. 東大和市の障害者の就労・雇用の現状と課題
2. 就労系障害福祉サービスの現状と課題
3. 障害者就労支援機関の役割と課題
4. 特別支援学校との連携と課題
5. 障害特性とそのあり方、生活支援の必要性
6. 他市等の取組みに学ぶ
7. 市の障害者就労支援事業の実施状況とこれからの取組み

各視点ごとに、レポートや見学会・研修会なども実施し、検討協議し、平成25年度末には、提言としてまとめる予定です。

今回は就労継続支援B型の事業所（第二あとりえトントン・かたつむり・ノア・第二みんなの家）が多く出席していたので、各事業所の状況を出し合いました。各所とも、工賃アップにつながる仕事の確保に苦慮している様子、また人手不足で売上げを伸ばす営業面まで踏み出せていない実情などが出されました。

またいなげやウイングの石川部会長や商工会の若林氏からは、障害者の就労の受け入れの状況や実習について話され、市内企業と連携して障害者就労や、作業所への仕事の発注など、可能性を広げていく工夫をし、追求していくことが大切だと感じました。

次回は1月、清掃やりサイクル活動の場での就労の状況の見学会をする予定です。



東大和市地域福祉審議会

地域福祉審議会とは、市長による、「地域福祉計画に関すること」や、「地域福祉施策の充実と推進に関すること」などの諮問に応じ、調査・検討する機関で、市によって設置されています。東大和障害福祉ネットワークは、2008年の5月から、委嘱状を受け、障害者部会の委員として参加しています。

2011年度で委員の任期が切れ、2012年度から新しい委員が任命されました。東大和障害福祉ネットワークが所属している「障害者部会」も、5名中3名が新委員に交代しましたが、当ネットワークからの代表は、従来どおり海老原が出させていただいています。

2011年度は、第2次障害者計画と第3期障害福祉計画の策定が大きな活動としてありましたが、今年度は、障害者計画策定の時期でもなく、部会としても計画の進捗状況の確認以外、大きな活動予定はありませんでした。

地域福祉審議会では、地域福祉計画の進捗状況を受け、市長に答申を出します。今回、審議会の中で出た意見の中に、「評価のあり方」が挙げられました。地域福祉計画は、その経過、結果を「1～3」の3段階で評価されていますが、評価をするのは市の担当課です。「担当課の主観で評価している」とまでは言いませんが、やっぱり、最終的には、「各事業の対象者がどう感じたか」が大事なのではないか、と思うのです。ひとりひとり、受け取り方も価値観も違いますので、一概に「評価」としてまとめるのは難しいかもしれませんが、市民の声を聞く仕組みづくりは、考えていく必要があるのではないのでしょうか？行なわれていることに対して、意見表明などのリアクションがなければ、それ以上に良いものには変わっていきにくいでしょう。まずは、私たち市民ひとりひとりが、計画に載っている事業に関心を持ち、声を挙げていくことから始めたいですね。

地域福祉審議会開催日

日時	会議名	内容
7月17日(火) 19:00-	全体会	委嘱状交付 会長、副会長の選出 諮問書の交付 部会員の選出 他
10月26日(月) 19:00-	障害者部会	障害者計画・障害福祉計画の 進捗状況について
11月27日(火) 19:00-	全体会	第四次地域福祉計画の進捗状況について 年次報告書の答申(案)について

(仮称) 東大和市総合福祉センターの現状とこれから

平成 15 年から始まった「(仮称) 東大和市総合福祉センター建設計画」は当初、市民懇談会を中心に事業計画など活発に議論・検討されましたが、市の財政悪化により凍結となってしまいました。その後、市長が交代したことにより計画が再開され、市民参加による「基本計画策定検討委員会」が再招集され、これまでの市の財務負担の大きい“公設民営”から、負担の少ない“民設民営”へ変更する案に対して東京都から許可を受け、平成 24 年 7 月に新たな基本計画が策定されました。そしてセンターの施設整備事業者を「公募」で決めるプロポーザル方式が採用されることとなりました。

<事業者選定スケジュール>

H24	10月	15日(月)	募集要項発表・質問の受付開始
		19日(金)	応募申込受付開始
		29日(月)	説明会・現地見学会（7法人参加）
	11月	2日(金)	要項に対する質問受付締め切り（1法人のみ提出）
		9日(金)	上記の回答
		16日(金)	応募受付締め切り
		19日(月)	事業計画書受付開始
12月	27日(木)	事業計画書提出締め切り	
H25	1月中旬		一次審査（書類審査）
	2月上旬		二次審査（プレゼンテーション等）
	3月上旬		優先交渉権者（事業者）決定

なお、選定は「(仮称) 東大和市総合福祉センター整備運営事業者選定委員会」が審査を行い、「施設整備懇談会」(市民・福祉等関係団体代表者等)から意見聴取を行うそうです(採取決定は市長)。

< これからに思う事 >

やっと念願だったセンターの建設が具体化され、うれしい反面、不安も広がってきました。

- ・地方の法人だった場合、当市の状況に適應できるのか？
- ・もし高齢者介護福祉中心の法人であった場合、障害者（特に知的障害者）に対して正しい理解と対応ができるのだろうか？
- ・利用者にとって大切な条件に対して「建設ありき」で安易な妥協をしないか？ など

いずれにしても、今後の事業者選定作業が的確に行われ、本当の意味での福祉の拠点になりうるセンターの建設ができるよう、皆でしっかり見守っていきましょう！

障害者虐待防止法が施行されました

障害福祉課 小川

平成24年10月1日に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。これは議員立法によりつくられた法律で、市としては、障害者自立支援法の改正などへの対応に追われるなか、虐待についても体制を整えなければならないため、正直、大変なことだと感じました。が、障害者基本法の改正に始まって、支援法改正、障害者優先調達推進法（25年4月施行）、差別禁止法（制定に向けて準備中）など、障害者が分け隔てなく生きていける社会に向けた基盤整備が進んでいることも実感しています。

●障害者の範囲と虐待の種類

法では、対象となる障害者の範囲を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人」としています。これは、障害者基本法の改正により、障害者の定義が変わったことを反映しています。

また、虐待が起こる場所等で虐待を3種類に分けています。①養護者（家族や親族、同居する人など）による虐待 ②障害者福祉施設従事者等による虐待 ③使用者（障害者を雇って働かせている事業主など）による虐待です。特に③は、高齢者虐待防止法や児童虐待防止法にはない障害者固有の規定です。これらの虐待を発見した場合、市町村に通報することが義務付けられました。また虐待を受けた障害者は市町村に届出をすることができます。

●市町村が行うこと～障害者虐待防止センターなど

市では、虐待の通報や届出を受けた場合、事実確認のために情報収集や訪問調査を行い、必要に応じて立入調査、障害者・養護者のための必要な措置（緊急ショートステイや障害福祉サービスの導入、成年後見制度の活用など）を行うことが義務付けられました。障害者施設従事者や使用者による虐待が認められた場合は、東京都へ報告・通知を行います。

また、市町村が設置する施設において、「障害者虐待防止センター」の機能を果たすよう定められたため、当市では障害福祉課内にセンターを設置しました。センターでは、①通報や届出の受理 ②虐待防止のための相談・指導・助言 ③広報等啓発活動を行います。さらに、虐待防止・早期発見のための地域のネットワーク組織として、高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議に地域自立支援協議会委員など障害者福祉関係者3名を加えて、関係機関の連携を図っていきます。

●虐待防止研修会へのご参加を

虐待防止センターでは、啓発活動の一環として市民・事業者向けの研修会を開催します。皆さま、ぜひご参加ください。

日時：平成25年2月15日（木）午後

会場：中央公民館

講師：副島洋明弁護士

知的障害者の刑事事件を多く弁護し、障害者虐待問題に詳しい副島弁護士をお招きして、「虐待を防ぐために私たちに何ができるのか」についてお話をうかがいます。

今年の4月から変わります！

障害者総合支援法の施行

25年4月から障害者自立支援法に変わり、障害者総合支援法が施行されます。

4月からの大きな変更点は次の2点です。

①障害者の範囲の拡大

「制度の谷間」を埋めるべく、「障害者の範囲」に、障害者手帳の取得が難しい「難病」を加える
→ まだ障害は不明な部分もありますが、病名が列記されることになりそうです。

②地域生活支援事業の追加

- ・ 障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業
→ 「研修や啓発」がどのような取り組みになるのか見守ることが重要だと思われます。
- ・ 意思疎通支援を行う者を養成する事業等
→ 手話通訳者の養成などが市の義務となります。

障害者優先調達推進法の施行

国の機関や自治体に対して事務用品などの製品を障害者が働く福祉施設から優先的に購入することや、清掃や印刷などの業務の委託を増やすよう求めています。

すべての省庁と自治体などは、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を毎年作り、実績を公表することが義務づけられます。

→ 東大和市ではどのように取り組むのか注目していきます。

ヘルプカードの作成

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載された「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

都では、障害のある方が「ヘルプカード」を所持し、都内で統一的に活用できるよう、標準様式を策定しました。また、ヘルプカードの取組をさらに多くの区市町村に広げていくため、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しました。ヘルプカードは、特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。実際、役に立った事例が報告されています。

→ 東大和市でも東京都のガイドラインに沿って、「ヘルプカード」の作成と普及に向けたPRが行われる予定です。

こんなの→

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

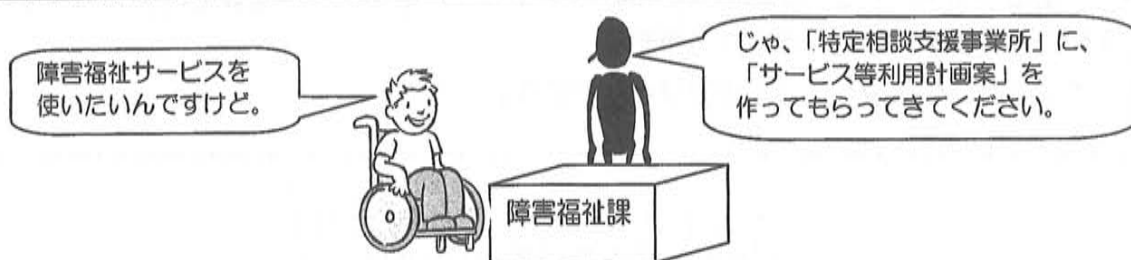


「障害福祉サービス等利用計画」の作成について

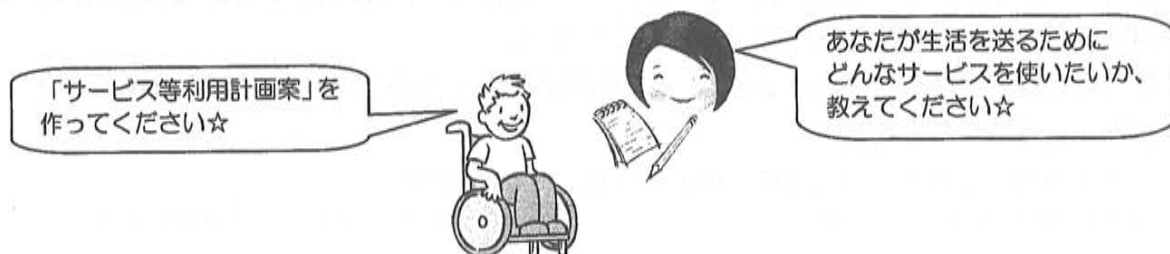
2012年4月から、障害者自立支援法の一部改正で、障害福祉サービスを利用する障害者は全員、2014年までに「障害福祉サービス等利用計画」というのを提出しなければならなくなりました。ヘルパーを使う人も、通所に通う人もみんなです！新しい法律はじゃんじゃんできますが、地方自治体はその業務が行なえるように準備を整えるのにてんてこ舞い。法律の施行と同時に開始！という自治体は全国でもほとんどなく、東大和市も精神障害者のみ対象で11月から開始していますが、知的、身体障害の人向けの計画作りは、まだ手が付けられておりません。

その手続きがどうなっているのか、簡単にご説明いたします。

<1> 障害福祉サービス利用申請（障害福祉課へ）



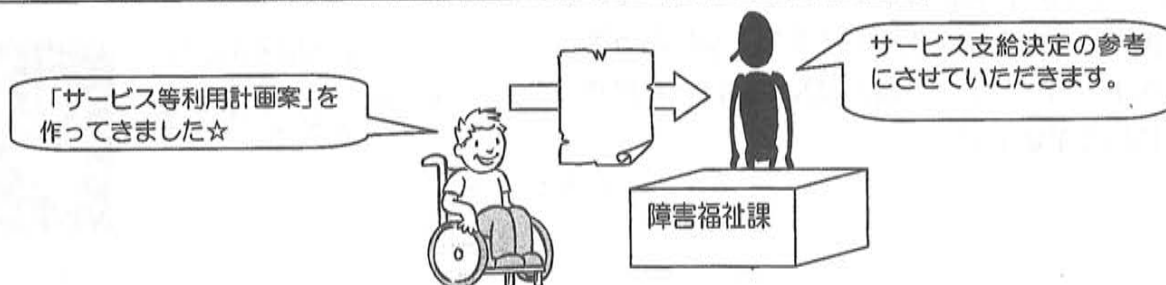
<2> 「サービス等利用計画案」作成依頼（特定相談支援事業所へ）



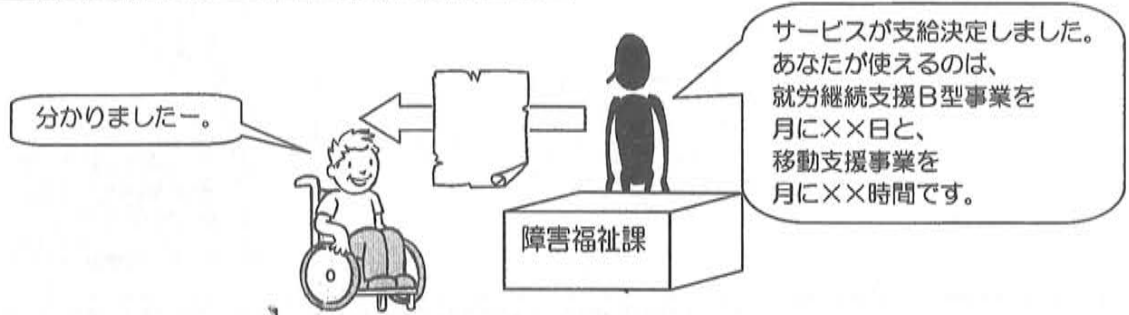
<3> 「サービス等利用計画案」作成（特定相談支援事業所と）



<4> 「サービス等利用計画案」の提出（障害福祉課へ）



<5> サービス支給決定（障害福祉課から）



<6> 「サービス等利用計画」作成依頼（特定相談支援事業所へ）



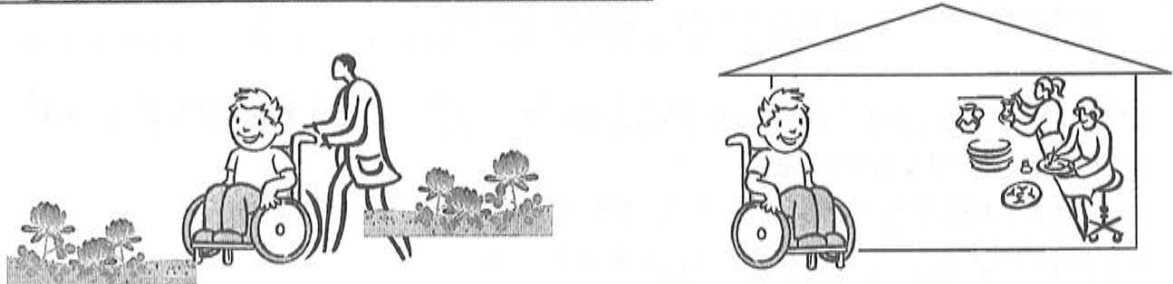
<7> 事業所とのサービス調整（特定相談支援事業所と）



<8> 「サービス等利用計画」完成



<9> 事業所決定、契約、サービス利用開始



簡単に説明すると、こんな感じです。ただし、先にも書いたように、市の中でも体制が追いつかず、市内にはまだ身体、知的の方たちへの計画を作れる「特定相談支援事業所」が1ヶ所もない状況です。平成26年までに全サービス利用者が計画作成できるのでしょうか！？（次号に続く…）

市内団体紹介☆

PACE (パーチエ)



1. 設立の経緯	東大和市内の障害者訪問事業所と障害者の家族等の関係者で、東大和市内には生活介護や就労継続支援 B 型施設が少ないことから新規で開設を目指しました。2012 年 11 月事業認可。
2. 事業・活動内容	多機能型事業所 PACE： 定員 20 名（生活介護 6 名・就労継続支援 B 型 14 名）カフェレストランとリサイクルショップの運営を中心に活動。利用者の送迎有り。
3. 理念・特徴・ 自慢できること	ベテランのシェフが指導員として調理から接客など様々な指導をしてくれます。昼食は利用者も手伝いながら作っていますが、皆が美味しいと満足する内容となっています。また、2階がカフェレストランとなっていますが、家主さんが頑張っておしゃれな別荘のような内装に仕上げたので、とても雰囲気の良い中で食事や作業ができています。
4. 会員数	約 20 名
5. 会員対象者	賛同してくれる方ならどなたでも。なお、利用者は、知的・身体・精神等すべての障害を受け入れています。開設間もない利用者は現在、定員の半数程度ですので、利用者の余裕はまだあります！
6. 会員の声	現在の利用者は 20 代女性が多く、皆生き生きと通所を楽しみにして通ってくれています。市内の方が約半数、その他周辺市から通われています。
7. 障害者自立支援法（総合支援法）に対するご意見	障害者の利用負担の問題など障害者の意見が十分受け入れられていない課題もあります。今後、介護保険に近づけるようなことがあれば本来の法律の主旨とかけ離れていく可能性が強いので、その流れだけは阻止したいと思えます。
8. 今後の抱負	2013 年 2 月頃には一般のお客様を受け入れられるようにしたいと内部実習に励んでいるところです。
9. ネットワークに期待すること	事業所として認可されたばかりで、早速ネットワークに参加させてもらえるだけありがたいと思っています。

年の瀬も迫った 12 月 25 日、中野志乃夫さんが新しく開設された「多機能型事業所・PACE（パーチエ）のお話を伺いに行きました。

青梅街道と新青梅街道の交差する近くに、PACE という看板を掲げた建物が。

さっそく中に入るとそこは、生活介護のスペースでした。

お邪魔した日はちょうどフリータイムで、利用者の皆さんがおもいおもいのことをしていました。

和気藹々とした雰囲気のその一階では、リサイクルショップを行う予定になっています。

そして、建物中央のエレベーターを乗って二階へ。

扉が開くとそこは、天窗があり、開放感たっぷりのおしゃれなレストランでした。

総天然木でつくられており、木のさわやかな香りがしていました。



調理をする厨房はとても広くつくられており、多くの利用者が働けるようになっています。

調理の指揮を執るのは、経験豊富なシェフで中野さんが直接声をかけたそうです。

11月に認可を受けたばかりということもあり、これから本当の中身を作っていくところとのことで、利用者さんが増えていくなかで、PACEがどのような事業所になるのか、楽しみです。

(CIL 小日向)



2013年1月現在 東大和障害福祉ネットワーク構成団体

1	NPO 法人 自立生活センター・東大和	11	NPO 法人 グループ ゆう
2	NPO 法人 障害児者支援ぐるーぷ 「この指とまれ」	12	NPO 法人 ゆうらんせん
3	NPO 法人 生活支援センター207 第2あとリエトントン	13	東大和市 肢体不自由児者父母の会
4	NPO 法人 アダージョ 共同作業所 ライブリエ工房	14	東大和市 肢体不自由児者を守る会つばさ
5	グループホーム フレンズ・モエ	15	東大和市 障害児の卒後を考える会
6	社会福祉法人えいぶる かたつむりの会作業所	16	東大和市 手をつなぐ親の会
7	社会福祉法人みんなの会 第一みんなの家	17	東大和市 聴覚障害者協会
8	社会福祉法人みんなの会 第二みんなの家	18	福祉保育労 みんなの家分会
9	社会福祉法人みんなの会 第三みんなの家	19	東大和市 手話通訳者の会
10	NPO 法人 食工房 ぱる	20	ひとみサークル
21	NPO 法人おれんじはあと 精神障害者グループホーム なんがい	22	NPO 法人 東大和けやきの会 多機能型事業所 PACE (パーチェ)

募金・カンパのお願い

私たち東大和障害福祉ネットワークは皆さんの寄付・カンパのみを資金として活動しています。
今年度の活発な活動のためにぜひ皆様のご協力をお願いいたします。

<振込先>

東大和障害福祉ネットワーク
りそな銀行 東大和支店 普通口座 4435554

第22回「社会福祉法人みんなの会」支援コンサート

ウクライナの歌姫

ナターシャ・グジー

～水晶の歌声とバンドウーラの可憐な響き～

2013年

2月3日(日)
ハミングホール

(東大和市市民会館 大ホール)

開場:午後12時30分

開演:午後 1時30分



曲目

キエフの鳥の歌
いつも何度でも
タイムトゥセイグッバイ
秋桜(コスモス)/ほか

ピアノ

小関 基之

撮影: 広河 隆一

一般	3000円	※障害者割引 各500円引き
小中学生	2000円	※全席自由(一部障害者席有り)

- ◎ 全席難聴者対応ヘッドフォンを用意しています。
ご希望の方は当日、受付にお申し出ください。
- ◎ 車イス席や障害者席をご希望の方は、あらかじめご連絡ください。
- ◎ 手話通訳はお話の部分のみとなります。ご了承ください。

主催 「社会福祉法人みんなの会」支援コンサート実行委員会
後援 東大和市/東大和市社会福祉協議会/東大和市教育委員会
協力 東大和市手話通訳者の会

一枚のチケットが 大きな支援になります

「みんなの家」では、脳卒中や難病、事故などで障害を負った人たちが、陶芸や手芸、さをり織り、押し花、お菓子づくり、下請け作業などにとりこんでいます。一人ひとりが「障害があっても、もてる力を発揮したい」と励ましあいながら生きいきと楽しく活動しています。

この活動をささえるための支援コンサート今回はウクライナ出身の歌手、ナターシャ・グジーさんをお迎えしました。26年前、6歳のときチェルノブイリ原発事故で被災したナターシャさんは、来日以来10余年、うたうことで原発事故の恐ろしさと、被災者の救援を訴え続けてきました。

そして今、3.11の大震災と福島第一原発の事故を経験した日本の私たちに音楽を通じて深い平和への想いと、困難に立ち向かう勇気と希望を届けてくれるはずです。

一人でも多くの方にお聴きいただけますようみなさまのご支援をお願いいたします。

【チケット取扱店】

- 珈琲倶楽部（南街）
- 志成塾（南街）
- 森の風接骨院（南街）
- 夢屋珈琲工房（南街）
- ワタナベ文具（南街）
- パン焼き小屋もくもく（南街）
- もりしげ酒店（中央）
- リカーハウスカドヤ（中央）
- 塚間畜産（向原）
- 大和書林（光商店街）
- 古奈家（清水）
- 榎本豆腐店（狭山）
- 美吉屋酒店（湖畔）
- YOUMAYホール／高橋（湖畔）
- インテリアBENA（蔵敷）
- 竹下薬局（芋窪）
- マイマートおおはらや（芋窪）
- 食工房ぱる（奈良橋）
- 山崎米店桜が丘支店
- 山崎米店芝中支店
- じゃらんじゃらん（上北台市民センター）

ナターシャ・グジー

～プロフィール～

ウクライナ生まれ。

ナターシャ6歳のとき、1986年4月26日未明に父親が勤務していたチェルノブイリ原発で爆発事故が発生し原発からわずか3.5キロで被曝した。

その後、避難生活で各地を転々とし、キエフ市に移住する。

ウクライナの民族楽器バンドウラの音色に魅せられ8歳の頃より音楽学校で専門課程に学ぶ。

1996年・98年救援団体の招きで民族音楽団のメンバーとして2度来日し、全国で救援公演を行う。

2000年より日本語学校で学びながら日本での本格的な音楽活動を開始。

その美しく透明な水晶の歌声と哀愁を帯びたバンドウラの可憐な響きは、日本で多くの人々を魅了している。

2005年7月、ウクライナ大統領訪日の際、首相官邸での夕食会に招待され、演奏を披露。

コンサート、ライブ活動に加え、音楽教室、学校での国際理解教室やテレビ・ラジオなど多方面で活躍しておりその活動は教科書にも取り上げられている。



ハミングホールへのご案内

- ☆ JR立川駅北口から東村山駅・イオンモール・南街・芝中団地行きバスで「南街入口」下車 徒歩2分
- ☆ 西武拝島線東大和市駅から徒歩7分
- ☆ ちよこバス停留所「ハミングホール」下車

お問合せ先

- 第一みんなの家・TEL 042-564-1900・FAX 042-564-1905
- 第二みんなの家・TEL 042-567-0267・FAX 042-567-0258
- 第三みんなの家・TEL 042-562-8776・FAX 042-562-8733